

市民委員会 資料〔港湾局〕

【平成25年第4回市議会定例会提出予定議案関連資料】

1 平成25年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第160号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例 新旧対照表

議案第187号 川崎市港湾振興会館の指定管理者の指定について

議案第 160 号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 の制定について

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、上屋使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため改正するもの

- 1 消費税法の一部改正（平成 24 年法律第 68 号）
- 2 地方税法の一部改正（平成 24 年法律第 69 号）
- 3 改正内容

上記 1 及び 2 に伴い、上屋使用料、事務所使用料、事務所附帯施設使用料、軌道走行式荷役機械使用料及び電気施設使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うもの

100分の105 → 100分の108

- 4 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行

(参考)

1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正 平成24年8月22日公布 この条例の関係部分は、平成26年4月1日から施行

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正 平成24年8月22日公布 この条例の関係部分は、平成26年4月1日から施行

3 条例改正に関する上記1及び2の内容

消費税率及び地方消費税率を引き上げることとされた。

区 分	現 行	改正後
消費税率	4. 0 %	6. 3 %
地方消費税率	1. 0 %	1. 7 %
合 計	5. 0 %	8. 0 %

4 条例の改正内容

上記1及び2に伴い、港湾整備事業特別会計において徴収している次の施設の使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分を改定するもの

- (1) 上屋（貨物の荷さばきをする建屋。保管を目的とする倉庫とは異なるもの）
- (2) 事務所
- (3) 事務所附帯施設（作業員詰所、荷役機械置場等）
- (4) 軌道走行式荷役機械（一般にコンテナクレーンと言われるもので、船舶への貨物の積込み又は船舶からの取卸しを行うもの）
- (5) 電気施設（冷凍用コンテナのためのコンセント及び岸壁での動力用コンセント）

川崎市港湾施設条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に上屋、軌道走行式荷役機械又は電気施設の使用許可を受け、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から施行日にわたって使用する場合の使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p>

議案第187号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

名 称	川崎市港湾振興会館
所 在 地	川崎市川崎区東扇島38番地1
設 置 条 例	川崎市港湾振興会館条例
設 置 目 的	市民が港に親しむ場を提供するとともに、港湾及び海事に関する理解を深め、併せて港湾及び海事関係者に対し施設を利用に供すること等により、市民に開かれた港づくりの推進と港湾の利用の促進を図り、もって川崎港の発展と振興に寄与することを目的とする。
施設の事業内容	(1) 川崎市港湾振興会館条例第3条に規定する事業の実施 ア 市民が港に親しむための行事を開催すること イ 港湾及び海事についての知識の普及を図ること ウ 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと エ 施設及び設備を利用に供すること オ その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと (2) 当該施設の維持管理業務
現在の管理者	公益社団法人川崎港振興協会
現在の管理運営費	約208,228千円（平成21年度から平成24年度の平均）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体
代 表 社 名	公益社団法人川崎港振興協会
所 在 地	川崎市川崎区東扇島38-1
代 表 者 名	会長 齋藤文夫
設 立 年 月	平成3年12月2日
基 本 財 産	なし
職 員 数 又は従業員数	理事16名、監事2名、職員14名
設 立 目 的	川崎港の振興発展に向けた諸事業に関係諸団体と連携協力して取り組むとともに、市民に開かれた港づくりを推進することにより川崎港の振興発展を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
事 業 概 要 (平成24年度)	(1)川崎市港湾振興会館指定管理業務 (2)川崎みなと祭り事務局 (3)「利用しやすい川崎港づくり推進協議会」事務局 (4)ポートセールス事業 他 海事振興事業等実施
決 算 (平成24年度)	経常収益 264,719,184円 経常費用 271,174,369円 正味財産期末残高 41,813,338円

構成員名	株式会社京急アドエンタープライズ
所在地	横浜市港南区上大岡西1-13-8
代表者名	取締役社長 岩田 圭祐
設立年月	平成4年12月3日
資本の額	1億円
職員数 又は従業員数	取締役12名、監査役1名、職員 99名
設立目的	(1) 各種広告の代理業務 (2) 交通広告業務 (3) 広告宣伝に関する企画・立案および制作 (4) 各種イベントの企画、立案および実施 (5) 各種情報の収集、統計、分析、販売ならびに広告効果の測定 (6) 新規店舗、新規商品の開発計画ならびに市場調査に関する企画、立案および実施 (7) 出版、写真、印刷、映画、コマーシャルの企画、立案および制作 (8) 店頭広告、ネオン広告、電飾広告、宣伝看板、掲示板等の企画、設計および施工 (9) ウィンドーディスプレイの企画、設計および施工 (10) 展示会などにおけるデモンストレーション等のための要員の派遣 (11) 各種案内業務および情報提供サービス (12) インターネットホームページの企画、立案および制作 (13) 音響・映像のソフトウェア、書籍、日用品雑貨類の販売 (14) 語学、音楽、花道、茶道、絵画、陶芸、工芸品等の文化教室の経営 (15) ホール運営の企画、立案および実施 (16) 各種施設における内装の設計および施工 (17) 労働者派遣事業 (18) 上記に付帯関連する一切の業務
事業概要 (平成24年度)	(1)横須賀YYのりものフェスタ会場設営・運営業務 (2)横浜港メディアツアー実施運営委託 (3)第39回川崎みなと祭り設営・運営委託 (4)横浜市港南区民文化センター「ひまわりの郷」指定管理業務 他 イベント等実施
決算 (平成24年度)	売上高 6,474,199千円 当期純利益 145,414千円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
港湾振興会館の管理を行うに当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・共同事業体によるシナジー効果により、指定管理事業の質を高める。 ・外部委託については、川崎市内業者を最優先とし、習熟した従業員による業務の質の確保及びモニタリングを実施。 ・実績を生かした公益的な運営。
港湾振興事業及び福利厚生事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックカーの展示による「自動車の港」のアピール。 ・「川崎の海苔づくり資料室」の更新・拡充。 ・友好港ベトナム・ダナン港コーナーの更新・拡充。 ・茶道教室、ニュースポーツ講習会の実施。 ・展望室望遠鏡の無料化。 ・中公園における宿泊体験研修の実施。 ・「マリエンわかめ祭り」の実施。 ・川崎市観光協会と連携、川崎産業観光ツアーの充実を図る。 ・「日本夜景遺産」への登録。 ・体育室バレーボールコートを増設。 ・テニス教室、デフビーチバレー大会の開催。 ・会議室を合宿用施設として活用。 ・「映像のまち・かわさき」の推進。 ・SNSを活用した情報発信。 ・体育室個人利用及びトレーニング室共通回数券の発行。 ・ビーチバレー場を活用した中高大学生の競技人口の増加、選手の育成。 ・スカイレストランにおけるメニューの共同開発。 ・電気自動車用急速充電器導入による電気自動車の普及促進。 ・駐車場管理業務の外部委託化によるサービスの向上。
港湾振興会館の管理及び運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査による利用者意見の把握。 ・入居者連絡会、利用者懇談会の開催。 ・ビーチバレー場、体育室（専用利用）利用料金を減額し、利用者増を図る。

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
収 入	209,158	210,731	210,930	211,054	211,198	1,053,071
指定管理料	139,838	139,562	138,899	138,545	138,682	695,526
利用料金	66,112	66,906	67,669	68,044	67,942	336,673
その他の収入	3,208	4,263	4,362	4,465	4,574	20,872
支 出	205,658	207,231	207,430	207,554	207,698	1,035,571

別紙

川崎市港湾振興会館の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：4団体

応募団体：2団体

- ・公益社団法人川崎港振興協会・株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体
- ・川崎インナーハーバー活性化プロジェクト
(株式会社JTBコーポレートセールス、和光産業株式会社)

2 民間活用推進委員会委員

【委員長】新井 努（公認会計士）

【委員】加藤 実（東扇島協議会会長）

五嶋 竹美（川崎区PTA協議会顧問）

3 選定理由

- 提案内容における基本方針が施設の設置目的に沿っており、会館の管理運営を行うのに相応しいものであること。
- 現指定管理者として、施設の管理運営におけるノウハウや、スポーツ施設の活用に関して提案が具体的であること。
- これまでに積み上げてきた実績により、川崎港における海事や臨海部に関する知識、ネットワークを十分に有していること。
- 管理経費の削減等についても具体的な数値で検討されていること。

4 審査結果（※基準点60点以上）

	配点	川崎港振興協会 京急アドエンタープライズ共同 事業体	川崎インナーハーバー活性化プロジェクト
1 管理運営上の基本方針			
港湾振興会館の管理を行うに当たっての基本方針	10	9.3	8
小計	10	9.3	8
2 港湾振興事業及び福利厚生事業に関する提案			
港湾振興会館を利用した行事、海事知識の普及、市民及び事業者の施設利用の拡大、利用率向上に関する提案	20	16	13.3
スポーツ施設の活用、ビーチバレー等マリンスポーツの振興に関する提案	10	8	6.7
福利厚生事業に関する提案	5	3.7	3.7
港湾振興会館における環境配慮への取り組みについての提案	10	6.7	8.7
その他新たな事業展開に関する提案	5	3.7	3.3
小計	50	38.1	35.7
3 港湾振興会館の管理及び運営に関する提案			
公共施設としての公平性・透明性に関する提案	10	7.3	6.7
管理経費の縮減等に関する提案	10	8	7.3
事業の安定性・継続性に関する提案	10	8	8
応募団体の経営状況等に関する事項	10	8	8.7
小計	40	31.3	30.7
総計	100	78.7	74.4

5 提案額

695,526千円（指定管理期間の指定管理料合計額）